

長期信用銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. 長期信用銀行、当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行の子金融機関等に係る顧客の利益の保護のための体制整備

(1) 顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲

顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲として、長期信用銀行が営むことができる業務（以下「長期信用銀行関連業務」という。）を規定する（第 13 条の 11 の 4）。

(2) 顧客の利益の保護のための体制整備

顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、顧客の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第 13 条の 11 の 5）。

2. 長期信用銀行持株会社の子会社である銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等に係る顧客の利益の保護のための体制整備

(1) 顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲

顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲として、長期信用銀行関連業務を規定する（第 25 条の 2 の 20）。

(2) 顧客の利益の保護のための体制整備

顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、顧客の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第 25 条の 2 の 21）。